

只木ゼミ後期第2問

Vは、A商店の従業員であり、約3キロメートル離れた自宅から時価10万円相当の自転車(以下本件自転車)で通勤していた。そして、Vは平時からAで勤務している間は、本件自転車を店の前に駐車させていた。

令和元年9月26日午後7時頃、VはAの近くにある商工会議所にて行われた会議に参加した後、疲労からそのままタクシーで帰宅した。この時、本件自転車はAの前に停車された状態であり、また、その鍵は本件自転車の前かごに入ったままだった。なお、Aは閉店後にシャッターが閉められ、無人の状態であった。

同日午後9時頃、Aの近所に住んでいる甲は、自宅から飲食店Bに歩いて向かっていたが、Aの前を通りかかった際に本件自転車が放置されていたことに気がついた。そこで、甲は、本件自転車はA商店の関係者の物だろうと思ったが、すぐに元の場所に戻しておけばバレないと考え、本件自転車に乗って、Aから1.5キロメートル離れたBに行くことを決意した。そして甲は、前かごに入っていた鍵を使用して、本件自転車を運転してBに向かった。

その後、同日午後10時頃、Vは本件自転車の鍵を前かごに入れっぱなしにしていたことを思い出し、これをすぐに回収しなければならないと思い、タクシーでAに戻ったが、店の前には既に本件自転車が無かった。そこでVが周囲を探し回っていたところ。ちょうど甲が本件自転車を運転して戻ってきた。

それを目撃したVは激高し、甲に「何で俺のチャリに勝手に乗ってるんだよ。ぶっ飛ばしてやる」などと申し向けた。突然Vから怒鳴られた甲は驚き、Vから逃げようとして同人の顔面を素手で殴打したところ、Vはかかる衝撃で転倒しコンクリートの路上に頭を強く打ち付けて意識を失った。

その後、甲は倒れているVのズボンのポケットから財布がのぞいているのが見えたので、これを奪取する意思を生じて、その財布を抜き取った、

甲の罪責を検討せよ。